

医療情報取得加算に係る掲示について

当院はオンライン資格確認を行う体制を有しており、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行います。

上記の体制により、令和6年12月よりマイナ保険証利用の有無に関わらず、医療情報取得加算を下記の通り算定します。

初診時 医療情報取得加算 1点（月1回）

再診時 医療情報取得加算 1点（3ヶ月に1回）

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご理解・ご協力をお願いいたします。

2024年12月1日

社会医療法人若竹会

セントラル総合クリニック